

令和5年7月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資料 目 次

ア 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る 意見聴取について	別冊
イ 久喜市議会令和5年6月定例会議市政に対する質問（教育委 員会関係）について	1
ウ 久喜市議会令和5年6月定例会議提出議案・議決結果（教育 委員会関係）について	15

イ 久喜市議会令和5年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

発言番号 1-1	通告第 2 号	斎藤 広子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

4 これからの図書館の在り方について

《質問の要旨》

本来、合併によって情報に対するニーズも増加し図書館の規模も拡大しなくてはならない。図書館の改革・充実を目指しサービスの質的向上をめざすべきであることから以下質問する。

- (1) アウトリーチ活動として図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動として「移動図書館」の活用を考えるべきと思うが如何か。
- (2) 電子情報の利用によるハイブリッド図書館の整備の取組みについて伺う。
併せて、学校図書館との連携についても伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(1)、(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。

アウトリーチ活動の一つとして移動図書館を活用することは、図書館サービスの向上を図るうえで有効な施策であると考えております。

一方、移動図書館には、コスト面における課題や、市民が決まった時間・場所に行かないとサービスが受けられないなどの制限もございます。

こうしたことから、市民の皆さまがいつでも利用できる電子図書館を充実させてまいりたいと考えており、デジタルデバイドといわれる情報格差が生じないよう、市民向け講座を実施して利用の拡大を図ってまいります。

次に(2)でございます。

印刷資料と電子情報を組み合わせて利用するハイブリッド図書館は、図書館サービスの向上に有効な取り組みと考えております。

そのような中、市立図書館では、新聞記事などのデータベースを図書館職員が代行して検索するサービスを実施しているほか、インターネット検索端末を配置するなどICT化を進めているところでございます。

今後も紙媒体の図書だけでなく、電子書籍をより一層充実させることでハイブリッド図書館を目指し、様々な施策について検討してまいります。

次に、市内小・中学校図書館との連携についてでございます。

これまで団体貸出を行ってまいりましたが、G I G Aスクール構想によりタブレット端末が普及していることから、令和4年度のモデル事業として、久喜小学校6年生を対象に利用者登録を実施し、電子図書館の利用ができるようにいたしました。

大変好評でございましたので、今後、市内小中学校へ順次拡大してまいりたいと考えております。

発言番号 1-3

通告第 4 号

樋口 智洋 議員

《質問事項》

3 小学校、中学校のテントの管理について

《質問の要旨》

- (1) 運動会などで全て使用されているのか。
- (2) 緊急時用に保管・管理されているのか。
- (3) 古いテントは廃棄するのか。リサイクルするのか。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

各学校で保管・管理しておりますパイプテントの、運動会などにおける使用について、学校に確認をしたところ、パイプテントの全てを使用している学校、一部を使用している学校、全く使用していない学校、所有していない学校がございました。

次に、(2) でございます。

一部使用していないテントについては、普段使用しているテントが壊れた際の予備として、保管しているものでございます。

また、風水害や地震等の災害時において、指定緊急避難場所である学校のテントが必要となった場合については、使用することも可能であると考えております。

次に、(3) でございます。

壊れて使用できなくなったテントを処分する場合については、鉄クズなど可能な限り、リサイクルしてまいりたいと考えております。

発言番号 1-6

通告第 23 号

新井 兼 議員

《質問事項》

2 特殊詐欺や消費者トラブルを未然に防ぐ取り組みを推進すべき

《質問の要旨》

(8) 市立小中学校の児童生徒への消費者教育がどのように行われてきたのか伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(8)のご質問に対してご答弁申し上げます。

消費者教育は、自立した消費者として、安心・安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担うものです。

小・中学校では、成人年齢の引き下げを踏まえつつ、社会科、家庭科、技術家庭科を中心に、消費者教育の充実に努めています。特に、特殊詐欺や消費者トラブルなどの消費者問題を実践的に学ぶため、専門的知見を有する講師を招いた非行防止教室や、消費者庁や企業が提供するデジタル教材を活用した学習を、教科横断的に消費者の視点として捉え直し実践している学校もございます。

また、社会のデジタル化の進展により、インターネット通販やキャッシュレス決済が、児童生徒にとっても身近になりつつあります。このことを踏まえ、各学校では、企業や金融機関から講師を招き、契約や金融の知識について学習するなど、児童生徒が、変化の激しい社会の中でも、自立した消費者として、社会の形成に参画できるよう、消費者教育の充実を図っております。

発言番号 2-1

通告第 6 号

大橋 きよみ 議員

《質問事項》

3 努力義務となった自転車用ヘルメットの購入補助について

《質問の要旨》

(3) 本市においても、令和6年度入学の中学生から無償配布を導入すべきと考えるがいかがか。

【答弁原稿】

大項目3の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

通学時における自転車乗車用ヘルメットの着用につきましては、交通安全の観点から有効なものであると認識しております。

自転車乗車用ヘルメットの無償配布につきましては、現在のところ実施する予定はございませんが、今後、国や県の動向を注視してまいります。

《質問事項》

5 生成AIへの対応は

《質問の要旨》

- (4) 学校教育での生成AIの利用、教職員の生成AIの利用への考え方を伺う。
- (5) 子どもたちの生成AIの利用は有益な面もあるが、間違った情報を与えるマイナス面もあるとされている。更に考える機会を失い、子どもの思考力の低下を招く恐れがあるとも言われている。この点の考え方を伺う。
- (6) 子どもたちが生成AIを利用する場合、子どもたちに注意喚起すべき等、今後の問題の考え方を伺う。
- (7) 生成AIは学校教育や学術研究にも将来に大きな影響を与えると予想されている。この点について考え方を伺う。

【答弁原稿】

大項目5のご質問の(4)から(7)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(4)でございます。

学校教育でのAIの利用は、クラウド上のビッグデータを解析し、子どもたちの学習ニーズに対応した教材を提供するなど、「学習の個別化、個性化」が促進されます。また、アンケートの要約や資料の作成などにAIを利用することで、教職員の業務の効率化に寄与しております。

一方、急激に浸透している生成AIを、学校現場で利用することは、子どもたちの思考力や創造性への影響、倫理やプライバシー問題などの議論や懸念もございます。

そこで、教育委員会では、令和5年5月、放送大学教授中川一史（なかがわひとし）先生、株式会社サイバーフェリックス取締役高橋秀幸（たかはしひでゆき）氏をアドバイザーにお願いして、市内教職員も含めた「久喜市生成AIに係るワーキンググループ」を発足し、基本的な考え方や留意点、効果的な活用の在り方などについて議論を進めています。

現在、文部科学省内の学校情報化プロジェクトチームが検討している「ChatGPT等の生成AIの学校現場での利用に関するガイドライン」などを踏まえながら、学校教育や教職員の生成AIの活用や留意点について、各校へ示してまいります。

次に、(5)でございます。

生成AIによる回答は、インターネット上の情報と同様、誤った情報が含まれ

る場合がございます。今後、子どもたちには情報が正しいかどうか判断できるような批判的思考力が求められると考えます。生成AIを作文などに使うようになり、自分で文章を作らなくなれば、子どもたちが思考力を身に付けにくくなる可能性があるとの指摘もございます。生成AIを有効に活用するためには、生成AIとのやりとりを重ねるために自らの考えを言語化する、より高い思考力が必要と考えます。

次に、(6) でございます。

子どもたちが生成AIを安全に利用するためには、文部科学省のガイドライン等を踏まえ、生成AI利用の年齢制限や、利用方法等について、教職員や保護者が理解することが必要です。

また、子どもたちは、個人情報に関わることは入力しないことや、間違っていることも、回答される可能性があることなど、生成AIの特徴や、活用するまでの留意点について指導してまいります。

次に、(7) でございます。

学校教育や学術研究を、生成AIの活用なしに進めることは、今後不可能であると考えられます。これからの中学生たちは、使いこなし、自分の考えを形成するのに活かす補助ツールとして、賢く生成AIを活用するなど、新たな力が求められると考えます。

教育委員会では、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、今後発出される文部科学省の指針や本市のワーキンググループの議論を踏まえながら、AI時代を生きる子どもたちに、変化の激しい時代でも自ら判断し、未知のものにも対応できる思考力の育成を重視した教育を進めてまいります。

発言番号 2-5

通告第 19 号

春山 千明 議員

《質問事項》

6. 学校における性被害・性加害の現状と取り組みを伺う

《質問の要旨》

- (1) 令和4年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。それに伴う久喜市教育委員会での取り組みを伺う。
- (2) 学校現場における子どもたちの性被害、子どもたちへの性加害はあってはならないと考えるが、現状を伺う。
- (3) 児童生徒に対する性被害根絶には教員をはじめ大人の適切な理解が不可欠で、その正しい理解が被害を無くす有効な手段の一つだと考える。久喜市教育委員会の考え方を伺う。

【答弁原稿】

大項目6のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

児童生徒を守り育てる立場にある教育職員が、児童生徒に対して性暴力等を行うことは、児童生徒の尊厳を著しく傷付ける行為であり、絶対にあってはならないことでございます。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行を受け、教育委員会では、この法の重要性を鑑み、これまで数回にわたり、校長会、教頭会で法整備の趣旨や目的を示すとともに、教育職員への研修の実施、児童生徒への啓発を指示しました。特に、今年度は、保護者にリーフレットを配布し、早期発見・早期対応に関する対策を講じております。また、教育委員会で行っている教育職員に対する服務研修の内容に、「児童生徒性暴力等の防止」を取り入れ、取り組みの強化を図っております。

次に、(2)でございます。

児童生徒の性被害は、生涯にわたり心身に対する重大な影響を与えるものであります。各学校では、教育職員が「指導に不必要的身体接触はしない」「メールやSNSを使った私的な連絡はしない」「児童生徒と閉鎖的な状況で指導や対応を行わない」「学校外で私的に会わない」「教育職員の運転する車に乗せない」など、児童生徒との関わりについて指導しております。このことは、リーフレット「児童生徒を性暴力等から守るために」にも掲載し、保護者に周知しております。また、リーフレットには、児童生徒、保護者の性暴力等に関する相談窓口を掲載し、SOSが発信できる環境を整えております。児童生徒から相談があった場合は、関係機関と連携し、厳格に対応するとともに、スクールカウンセラー等による心のケアに努めることとしておりますが、これまでのところ性被害、性暴力等についての相談はございません。

次に、(3)でございます。

教育職員のみならず、児童生徒を見守る周りの人が性暴力等について十分理解し、傍観者にならず主体として対応することが、性暴力等の早期発見・早期対応につながります。保護者に配布したリーフレットを保護者会等で取り上げるなど、児童生徒の性暴力等について、「知る、見つける、守る」ための体制づくりを、積極的に進めてまいります。

今後も、「教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶する」との法の基本理念を十分踏まえ、児童生徒を性暴力等の犠牲者とさせない断固たる決意で取り組んでまいります。

発言番号 2-6	通告第 24 号	奈良 政宏 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 栗橋いきいき活動センターしづか館について

《質問の要旨》

建物自体の老朽化や耐震化、又、壁の剥がれなど問題点がある建物である。建物の倒壊等により、問題が起きる前に早急に取り壊すべきだと思うが、市の考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

栗橋いきいき活動センターしづか館につきましては、平成13年に、旧栗橋町と区長など市民の代表者で形成された「駅東まちづくり推進協議会」とで検討のうえ、小学校の統廃合を実施して以来、旧校舎と体育館を市民の皆様のコミュニティ活動の場として、暫定的に利用してまいりました。

利用にあたりましては、管理人による点検を実施するなど、利用者の安全確保に努めてきたところでございます。

そのような中、旧栗橋北小学校の校舎として建築されてから既に45年が経過し、施設の老朽化も進行しております、安全性を確保することが難しい状況にありますことから、施設の休止を検討する必要があると考えております。

また、栗橋市民プラザの建設候補地の一つとされている状況もございますので、早期の建築物の除却についても、併せて検討してまいります。

発言番号 3-1	通告第 10 号	盛永 圭子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 昨年統廃合された菖蒲中学校の通学路に防犯灯の設置を

《質問の要旨》

(2) 市は通学路の点検を定期的に行っているのか伺う。

(3) 生徒や保護者から危険箇所の指摘を受けたことがあるのか、また指摘箇所の対応をされたことがあるのか伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(2)、(3)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに(2)でございます。

教育委員会では、毎年4月に市内各小・中学校に対して通学路の危険箇所についての報告を求めており、通学路において特に注意を要する箇所や、その具体的

な状況などを取りまとめた「通学路確認結果票」により、通学路の危険箇所を把握しているところでございます。

次に（3）でございます。

各学校では、教職員による確認をはじめ、保護者や地域の方々からの情報提供やご意見等を踏まえ、通学路の危険箇所の把握を行っているところでございます。

また、教育委員会において取りまとめた「通学路確認結果票」につきましては、府内関係部署と情報を共有し、併せてその対応について依頼しているところでございます。

これを受け、危険箇所に対する交通安全対策等がなされております。

また、各学校では、教職員による立哨指導や地域ボランティアの皆様による見守り活動等により、通学時の安全確保を図っているところでございます。

発言番号 3-3	通告第 14 号	貴志 信智 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 公共建造物の安全点検、管理を徹底するべき

《質問の要旨》

(3) しづか館は旧耐震基準の建築物であり、耐震性が無い。栗橋市民プラザ供用開始まで暫定的に使用されてきたが、公共施設個別施設計画検討委員会の資料では、2029年まで使用が継続される可能性が示された。

- ア 耐震性が無いと判断したまま使用するのは危険である。安全性について現時点の見解を伺う。また、老朽化の進行を踏まえ、今後の安全性をどのように担保していくのか伺う。
- イ 市民の安全確保が最優先である。「耐震化を実施するか」、「早期に除却を進めるか」の二択であり、市の都合で市民を危険にさらし続けるべきではない。市の見解を伺う。

【答弁原稿】

次に（3）のうち、教育部所管部分についてご答弁申し上げます。なお、アとイは関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

栗橋いきいき活動センターしづか館につきましては、利用にあたり、常駐の管理人による点検などを実施してまいりましたが、令和5年5月からは、新たに壁面等に関する点検表を作成し、利用者の安全確保に努めているところでございます。

そのような中、栗橋いきいき活動センターしづか館につきましては、施設の老

朽化が進行していることから、施設の休止、除却に向けた検討が必要であると考えております。

発言番号 3-4

通告第 1 号

大谷 和子 議員

《質問事項》

1 放課後子ども教室「ゆうゆうプラザ」について

《質問の要旨》

- (1) 放課後子ども教室運営委員会への提出書類に費やす時間が膨大になっていることを認識しているか。また、負担軽減への取組はあるか。
- (2) 指導者等の高齢化、後継者がないという人材不足問題、この現状をどのように考えているか。
- (3) 賞状用紙や夏の飲料などが不可なのはなぜか。
- (4) 平日講座1回に対し、一人当たり700円の謝金が支払われている。700円の根拠は何か。改定できないのか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

放課後子ども教室の運営にあたり、実施委員の皆様が、提出書類の作成にご苦労されていることは認識しております。

そのため、各放課後子ども教室へ事務用パソコンを整備しているほか、各種様式のデータによる提供、事務連絡にLINEを用いるなど、ICTを活用した事務作業等の効率化を進めており、今後も実施委員の皆様の負担軽減に努めてまいります。

次に、(2)でございます。

指導者や実施委員、サポーターの高齢化や人材の確保につきましては、本市としても喫緊の課題であると考えているところでございます。

このため、募集チラシをPTAへ配布するほか、市民大学では、放課後子ども教室運営委員会会長を講師にお招きするなど、当該事業の周知を図っているところでございます。

今後におきましては、区長会、コミュニティ協議会などの協力をいただきながら、放課後子ども教室の魅力を地域の皆様にお伝えしていくことで、新たな地域人材の確保に努めてまいります。

次に、(3)でございます。

当該事業につきましては、国と県の補助を受けて実施しており、その実施要綱

の中で、賞状や飲料の購入などの「個人に給する経費は除く」とされておりのことから、対象外とさせていただいているところでございます。

最後に、(4) でございます。

本市の放課後子ども教室は、実施委員の皆様の子どもたちに対する熱い思いに支えられ、全国に誇れる事業となっており、大変感謝をしているところでございます。

実施委員の謝金につきましては、ボランティアを基本とする当該事業の主旨に鑑み、放課後子ども教室運営委員会で検討いただいたうえで、700円に定めたという経緯がございます。

そのような中、昨今の社会情勢の変化等もございますことから、今後、額の改定等について、運営委員会の意見を参考に検討をしてまいります。

発言番号	3-5	通告第	17号	川内 鴻輝 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

2 義務教育学校「鷺宮西小中学校」(仮称)について

《質問の要旨》

- (1) 義務教育学校のメリット、デメリットについての認識を伺う。
- (2) 義務教育学校の今後の整備スケジュールについて伺う。
- (3) 義務教育学校の設置について、地域や保護者からどのようなご意見が出ているのか伺う。
- (4) 鷺宮西小中学校の特色と開校に向けた課題について伺う。
- (5) 屋外運動場の改修や校舎等の新築についてどのような内容を考えているか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

義務教育学校のメリットについては、9年間の系統性を確保した教育課程の編成・実施ができること、小学校5・6年生の教科担任制の導入が容易であること、異学年交流による社会性の定着と向上が見込まれることなどがございます。

デメリットについては、人間関係が固定化されやすいこと、小学校高学年におけるリーダーシップを養う機会が減少することなどがございます。

次に、(2) でございます。

現在、「(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校建設工事基本・実施設計業務委託」を令和6年6月30日までの履行期間で実施しているところでございます。

この業務の終了後、校舎増築工事を令和6年度から令和7年度にかけて実施する予定でございます。

併せて、令和6年度に屋外運動場改修工事等を実施したうえで、令和8年4月1日の開校を目指してまいります。

次に、(3) でございます。

地元区長をはじめとする地域の皆様や保護者の方からは、自転車を利用した通学方法や通学路の安全対策へのご要望、義務教育学校開校後の上内小学校、鷺宮小学校の跡地活用についてのご質問などをいただいております。

次に、(4) でございます。

現在、関係学校の保護者や地元区長、学校関係者等で構成される「鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会」において、関係学校3校の教育理念や学校教育目標を参考に、新校の特色となる教育理念や学校教育目標の案を策定しているところでございます。

また、市内初の義務教育学校という環境に対する子ども達の戸惑いなど、心理的な影響への配慮を課題と捉えているところでございます。

次に、(5) でございます。

増築校舎については、敷地の東側への設置を考えており、それに伴い、トラック、野球のマウンド、バックネットの移設等を予定しております。

その他、詳細につきましては、現在、基本設計において検討しているところでございます。

発言番号 3-6	通告第 22 号	川辺 美信 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 久喜市公共施設個別施設計画の見直しは、市民サービスを低下させないことを基本とすべき

《質問の要旨》

(2) 中央幼稚園と栗橋幼稚園について「機能、建物とともに当面は維持する。建物の更新時期に利用状況等を勘案し、認定こども園への移行を含め方向性を検討する」に変更した理由は。

(3) 教育委員会で、認定こども園への移行について審議したのか。また、意見聴取について実施したのか。

(4) 第4回検討委員会で、認定こども園が第2期計画に移行したこと、検討も第2期に移行するという認識でよいのか。

【答弁原稿】

大項目1の(2)から(4)に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(2)でございます。

市立保育所2か所の施設の民間譲渡が検討されていること、また、今後の保育需要について、少子化による減少や、就労形態の多様化による増大など、その動向を見極めることができることから、市立幼稚園に保育需要の受け皿としての機能を持たせることなどを勘案し、今回の変更案となったものでございます。

次に、(3)でございます。

令和5年6月27日に開催を予定しております定例の教育委員会におきまして、個別施設計画の変更案についてのご意見を伺う予定でございます。

次に、(4)でございます。

中央幼稚園及び栗橋幼稚園につきましては、第2期の計画期間中に施設の方向性について検討する予定でございます。

発言番号 4-2 通告第 1 号 丹野 郁夫 議員

《質問事項》

1 パパの子育て参加を

《質問の要旨》

(3) 小中学校における「おやじの会」の組織数は。

(4) 学校現場が「おやじの会」に期待したいものは。

【答弁原稿】

大項目1の(3)、(4)のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、(3)でございます。

市内小中学校における「おやじの会」の組織数は、31校中10校です。内訳としましては、小学校8校、中学校2校です。

保護者のほかに、卒業生の保護者、地域の方等で構成されております。

次に、(4)でございます。

「おやじの会」がある学校では、運動会やお祭りの力仕事の手伝い、木の伐採、プール清掃などの環境整備、パトロールなどの安全見守り、防災教室の企画実施など、教職員やPTAではまかなえない活動に取り組んでいただき、学校教育の充実に大きな役割を果たしています。

一方、これまで学校に来る機会の少ない父親が、「おやじの会」に参加することで、学校や子どもの教育に関心を高め、家族での会話や子どもとの関わりが増加していると伺っております。

学校現場では、近年一人親家庭も多くなっていることから、家庭環境も考慮していただきながら、今後「おやじの会」がさらに発展することを期待しております。

発言番号 4-3

通告第 15 号

石田 利春 議員

《質問事項》

3 栗橋市民プラザ建設と、栗橋駅東口まちづくり事業の計画進捗は

《質問の要旨》

- (2) しづか館は耐震性がなく利用にあたって心配されている。「栗橋駅東口まちづくり事業」とは切り離し、解体も含め検討する必要がある。今後の方針について見解を伺う。
- (3) しづか館には体育館・運動場があるが、栗橋市民プラザが建設された場合、どのような代替案があるのか。

【答弁原稿】

次に、(2) でございます。

栗橋いきいき活動センターしづか館につきましては、老朽化が進行しており、安全性を確保することが難しい状況にありますことから、施設の休止、除却に向けた検討が必要であると考えております。

次に、(3) でございます。

栗橋いきいき活動センターしづか館の運動場と体育館につきましては、日頃から多くの市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

そのため、近隣の公共施設や、新設される予定の防災公園の利用について検討し、市民の皆様の活動に支障が生じることのないよう努めてまいります。

発言番号 4-6

通告第 21 号

猪股 和雄 議員

《質問事項》

3 市内中学校の水泳授業に、ジェンダーレススクール水着の導入を進めたいただきたいが、検討方針を問う。

《質問の要旨》

男女のデザインが同じ「男女共用セパレーツ水着」は、L G B T Qへの配慮だけでなく、思春期の男女への配慮にも合致している。各中学校で、導入に向けて検討してはいかがか。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

現在、水泳の実技学習において着用する水着を指定している本市の中学校はございません。

ご提案の男女同じデザインのジェンダーレススクール水着「男女共用セパレーツ水着」は、泳ぎやすいように身体にフィットしながらも、男女の身体の特徴を考慮したデザインであり、性の悩みを抱えている生徒のみならず、「肌の疾患や手術跡を見せたくない」など、多様な生徒へ対応できるものとなっております。

この水着を水泳授業で着用している生徒は、本市ではまだ少ないようですが、本水着の特徴やメリット等を含めて、生徒や保護者に紹介していただくよう校長会等でお伝えしてまいります。

ウ 久喜市議会令和5年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件 名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第4号	令和5年度久喜市一般会計補正予算（第3号）について	令和5年6月12日 令和5年7月6日	可決	令和5年6月定例会 教育長報告ア
議案 第7号	久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例	令和5年6月12日 令和5年7月6日	可決	令和5年6月定例会 教育長報告才
議案 第11号	令和5年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について	令和5年7月6日 令和5年7月6日	可決	令和5年7月定例会 教育長報告ア